

序章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 令和3年(2021年)1月1日現在、日本の総人口は1億2,557万人であり、このうち65歳以上の高齢者人口は3,622万人、高齢化率(総人口に占める高齢者の割合)は28.8%に達しました¹。
- 滋賀県においても、全国と同様に年々高齢化は進行しています。滋賀県の高齢化率は、令和3年(2021年)1月1日現在で26.4%であり、高齢者数がピークとなる令和27年(2045年)頃には、高齢者は今より約6万人多い43万3千人、高齢化率は34.3%になる見込みです。
- これまで滋賀県では、高齢期において健康にいきいきと過ごせる期間(健康寿命)をできるだけ長く、そして、たとえ医療や介護が必要になったとしても、その人らしい暮らしを最期の時まで続けられるよう、保健・医療・福祉のサービスが一体的に提供され、県民の暮らしを支える滋賀の「医療福祉」²の実現を目指してきました。
- いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)を間近に控え、また、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)に向けて、滋賀県でも各地域の実情に応じたサービス基盤・人的基盤の確保や、「支え手」「受け手」という関係を超えて地域を共に創っていく社会の実現が重要となってきます。
- これら状況を踏まえ、介護保険事業の実施主体である市町や関係団体などとともに、2040年を見据えながら、滋賀の「医療福祉」の一層の充実を目指すこととして、本計画を策定します。

2 これまでの経緯(レイカディア構想)

- 昭和62年(1987年)に、超高齢化社会の到来を予測し、明るい長寿社会を拓く湖の理想郷づくりを目指す「レイカディア構想」を掲げ、「レイカディア10か年プラン」を策定しました。
- このレイカディア構想は、平成8年(1996年)からの「レイカディア新指針」、平成18年(2006年)からの「レイカディア滋賀プラン」へと引き継がれました。
- 「レイカディア滋賀プラン」は、老人福祉法および介護保険法の法定計画である「滋賀県高齢者福祉計画(老人福祉計画)」と「滋賀県介護保険事業支援計画」として定めた「淡海ゴールドプラン」とレイカディア構想を一体化したものです。
- 平成27年(2015年)からは、「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」と名称を改め、滋賀の「医療福祉」の実現を目指した取組を進めています。

3 計画の位置づけ

(1)計画の性格

- この計画は、老人福祉法に基づく県の「老人福祉計画」と介護保険法に基づく県の「介護保険事業支援計画」を一体化した、滋賀県の高齢者施策に関する総合的な計画です。
- 県の老人福祉計画は、老人福祉法第20条の9の規定に基づき、市町の老人福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から老人福祉事業の供給体制の確保に關し定める計画です。

¹ 出典：人口推計(総務省)

² 滋賀の「医療福祉」…保健、医療、福祉といった縦割りの各分野のサービスが単に連携するというにとどまらず、地域での暮らしを支えるという統一的な考えの下で、各分野が一体的かつ有機的にネットワークを形成していくことが重要であり、この考え方を表す言葉。

- 県の介護保険事業支援計画は、介護保険法第118条の規定に基づき、介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施の支援に関し定める計画です。
- この計画は、「滋賀県基本構想」を上位計画とし、「滋賀県保健医療計画」、「滋賀県地域福祉支援計画」、「健康いきいき21－健康しが推進プラン－」、「滋賀県医療費適正化計画」および「滋賀県高齢者居住安定確保計画」などとの整合を図った計画としています。
- この計画は、併せて「第5期介護給付費適正化計画」の性格を有しますが、介護給付費の適正化に向けた取組の詳細については、別途「第5期介護給付適正化のための取組方針」に記載するものとします。

(2)計画期間

- 介護保険事業支援計画としての性質から、計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間とします。

(3)介護保険法等の改正を踏まえた計画

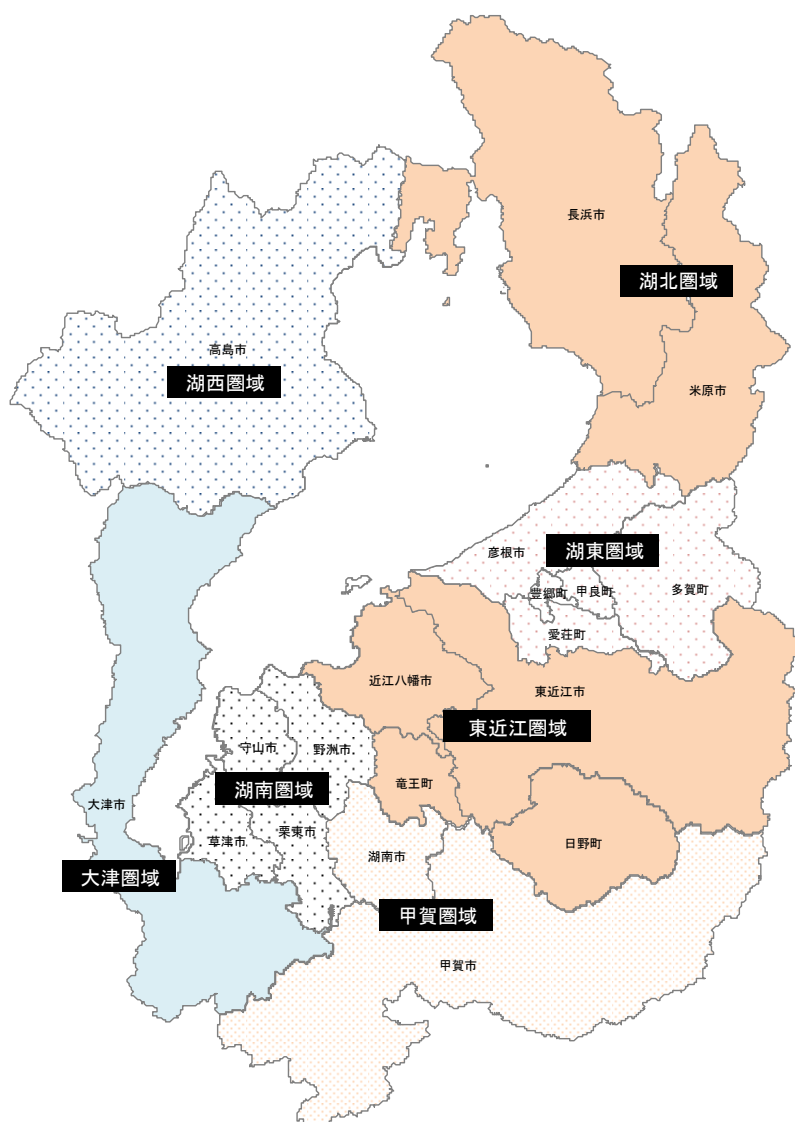
- 令和2年(2020年)に公布された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律³(令和2年法律第52号)による、介護保険法の見直しなどを踏まえた計画とします。

³ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律…地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保および業務効率化の取組の強化などが見直しが行われた。

4 保健福祉圏域の設定

- 老人福祉法第20条の9第2項および介護保険法第118条第2項に定める区域（保健福祉圏域）は、次のとおりとします。

名称	区域
大津保健福祉圏域(以下、「大津圏域」という)	大津市
湖南保健福祉圏域(以下、「湖南圏域」という)	草津市・守山市・栗東市・野洲市
甲賀保健福祉圏域(以下、「甲賀圏域」という)	甲賀市・湖南市
東近江保健福祉圏域(以下、「東近江圏域」という)	近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町
湖東保健福祉圏域(以下、「湖東圏域」という)	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
湖北保健福祉圏域(以下、「湖北圏域」という)	長浜市・米原市
湖西保健福祉圏域(以下、「湖西圏域」という)	高島市



- 保健福祉圏域は「滋賀県保健医療計画」の二次保健医療圏を踏まえて設定しています。
- 保健福祉圏域ごとに、介護保険施設などの必要入所(利用)定員総数その他老人福祉事業の量の目標などを定めます。

5 計画策定の体制等

- 本計画の策定にあたっては、附属機関である滋賀県高齢化対策審議会へ諮問し、県民政策コメント、市町との協議などを経て作成しています。
- また、滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会、滋賀県在宅医療等推進協議会、滋賀県認知症施策推進会議などにおける個別テーマの議論を反映しています。

6 SDGsとの関係

- 平成27年(2015年)に国際連合で採択された「SDGs(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)」は、「経済」、「社会」、「環境」のバランスを取りながら持続可能な社会を実現するための、すべての国に共通する2030年までの目標です。
- 本計画の上位計画である「滋賀県基本構想」では、目指す2030年の姿として自分らしい未来を描くことができる生き方と、その土台として、将来にわたり持続可能な滋賀の姿を描いています。そしてその実現のため、「経済」、「社会」、「環境」のバランスを図る統合的な取組であるSDGsの特徴を生かすこととしています。
- 本計画においては、高齢期にたとえ医療や介護が必要になったとしても、その人らしい暮らしを最期の時まで続けられる滋賀の「医療福祉」を実現するため、サービス基盤・人的基盤の確保を図り、県民それぞれが、「支え手」「受け手」という関係を超えて地域を共に創り、地域社会の持続的発展を目指すことで、SDGsの達成に貢献します。



SDGsのターゲットと本計画上の目標(指標)との関係

ターゲット	目標(指標)
1.3 適切な社会保護制度および対策を実施し、高齢福祉を必要とする層に対し十分な保護を達成する	特別養護老人ホームの整備量(定員数) (令和5年度:8,016人) 訪問診療を受けた年間実患者数 (令和5年度:11,522人)
3.0 すべての人に健康と福祉を	健康寿命 (令和5年度:健康寿命の延伸、平均寿命と健康寿命の差の縮小)
11.0 住み続けられるまちづくりを	セーフティネット住宅の登録数 (令和5年度:680戸) 介護予防に資する通いの場への高齢者の参加率(週1回以上) (令和5年度:6.8%)